

○産学公連携リエゾンオフィス規程

(令和3年京都府立大学規程第2号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学学則（平成20年京都府立大学規則第1号。以下「学則」という。）第10条の規定により、京都府立大学産学公連携リエゾンオフィス（以下「リエゾンオフィス」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 リエゾンオフィスは、産学公の連携拠点として、本学の教職員が有する知的資源を基に、教育・研究体制の強化を図るとともに、大学の知的財産の公開及び産業界との連携を通じ、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 リエゾンオフィスは次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 産学公連携協力による教育・研究活動の推進と地域社会の発展に関すること
- (2) 教育・研究成果の社会への情報発信に関すること
- (3) 知的財産の技術移転に関すること
- (4) 研究倫理教育に関すること
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 リエゾンオフィスは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) リエゾンオフィス長
 - (2) 副リエゾンオフィス長
- 2 副リエゾンオフィス長は、学長が任命する。
- 3 リエゾンオフィス長は、リエゾンオフィスの業務を総括する。
- 4 副リエゾンオフィス長は、リエゾンオフィス長を補佐し、リエゾンオフィス長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 リエゾンオフィスに特任及び客員教員を置くことができる。その選考は第6条に定める産学公連携専門会議において行うものとする。
- 6 その他、リエゾンオフィス長は学長の了承を得て、必要と認めた者を置くことができる。

(任期)

第5条 第4条第1項に定める者の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(産学公連携専門会議)

第6条 産学公連携に必要な情報を収集・整理し、リエゾンオフィスの取組を迅速かつ効果的に推進するため、必要に応じ、学外有識者の参画を経てリエゾンオフ

イス長は産学公連携専門会議を開催することができる。

- 2 産学公連携専門会議の運営に関し、必要な事項は、リエゾンオフィス長が別に定める。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、リエゾンオフィスの運営等に関し、必要な事項は、リエゾンオフィス長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。